

広島県告示第六百五十三号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項の規定によって、通所介護に係る指定居宅サービス事業者として次の者を指定した。

平成十九年六月十四日

広島県知事 藤田 雄山

指定居宅サービス事業者	主たる事務所の所在地	名称	行居宅サービス事業を	所在地	指定年月日
医療法人信愛会	広島市安佐南区沼田町伴七九五五	デイサービスとも	広島市安佐南区伴東八丁目一七番五号	平成一九年四月一日	
株式会社玄玄	広島市佐伯区五月が丘一丁目一二番一―号	通所介護事業所玄玄	広島市佐伯区五月が丘一丁目一二番一―号	平成一九年四月一日	
有限会社トツツ	尾道市栗原町一二六八番地二六	デイサービスセンター笑顔みはら	三原市沼田西町小原四九四番地一	平成一九年四月一日	
有限会社トツツ	尾道市栗原町一二六八番地二六	デイサービスセンター笑顔	福山市神辺町十三軒屋三番目一六一―	平成一九年四月一日	
株式会社のとテック	尾道市久保二丁目二五番一―三二五番一―三二五番一―三	デイサービスセンターこうざん	世羅郡世羅町西上原四二六番地三	平成一九年四月一日	
社会福祉法人高宮美土里福祉会	安芸高田市高宮町原田三八〇番地一	高美園通所介護事業所陽だまり	安芸高田市高宮町佐々部九六二番地一	平成一九年四月一日	
医療法人医人会	広島市中区猫屋町一番七号	デイサービスセンター幸せ物語八千代	安芸高田市八千代町佐々井一三九一番一―号	平成一九年五月一日	
社会福祉法人アイジイエル学園福祉会	広島市安佐南区上安六丁目三一番一―号	デイサービスアルペンローゼ	広島市安佐南区上安六丁目二七番一―二―一―二―号	平成一九年五月一日	